## 原油価格 - 物価高騰対策

広島県内企業の再生可能エネルギーを使った発電設備(売電目的のものを除く)の導入、省エネ・DX等による生産性向上のための設備投資に係る費用の一部を県が助成します。



# 創エネ

設備

助成率 50%

創エネ付随設備は15%※

省工ネ・ADX

等による生産性向上のための設備

助成率 15%

※中山間地域は助成率20%

補助金額

1事業者あたり上限各2億円

受付期間

令和5年2月13日(月)から随時

※予算がなくなり次第終了

提出方法

手交,郵送,メール ※提出の際は事前にご連絡をお願いします。

※提出書類などの詳細はhttps://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kigyourittiguide/subsidy.htmlをご確認ください。

(事業期間) 交付決定日~令和5年12月31日

※予算が上限に達した場合は,採択されない場合や交付金額の調整をお願いする場合があります。

お問い合わせ先

② 広島県商工労働局 県内投資促進課

広島県 企業立地

検索、

TEL 082-223-5151 E-mail syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

#### 企業の事業期間 <申請の流れについて> (契約,納品,支払い) (企業) (企業)(県) (県) (企業)(企業)(企業) (企業) (県) (県) (企業)(県) 助 助成 助 年度末実績報告書 成 実績報告 完了検 事業完了 投資判 成金支払 交付 交付 事業着手 金 額 審 $\bigcirc$ $\mathcal{O}$ 決定 申請 査 請 査 確定 断 求 書 11 (発注・契約) R 4年度内に実施 R6年3月まで 事業に係る支払いまで完了

(R5. 12月末まで)

### <助成区分について>

※R4年度内に事業を完了した場合,年度末実績報告は不要

区分	助成率	投資下限額	対象※原則として固定資産台帳に登録するもの	助成対象外(主な例)
創エネ	50%	1,000万	<ul><li>・再生可能エネルギーを使った発電設備 (太陽光発電,風力発電,小水力発電, バイオマス発電等)</li><li>・蓄電池</li></ul>	<ul> <li>・交付決定前に事業着手したもの</li> <li>・土地の取得・賃借に係る経費</li> <li>・生産したエネルギーを他社に販売する設備</li> <li>・地鎮祭費</li> <li>・グループ会社から購入した設備のうち販売元の利益部分 ※資本関係のあるグループ会社等から調達する機械・設備は原価のみ助成対象とし、原価がわかる根拠資料(発注書、見積書等)を添付すること </li> <li>・既存設備の解体、撤去費、移転・移設費</li> <li>・事務所棟、食堂、寮</li> </ul>
	15% ※		・創エネに付随する設備	
省エネ・ DX等による 生産性向上	15% ※	3,000万円(税抜)	<ul> <li>省エネできる設備 (高性能ボイラー,冷凍冷蔵設備,業務用エアコン,LED照明機器,コンプレッサー,換気ファン,エネルギー使用料を計測する装置等)</li> <li>省エネ診断等の設備導入前後に実施する調査費用</li> <li>遮熱・断熱工事・対象設備の設置費用</li> <li>・AI, IoTロボット化等により生産性向上につながる施設・設備投資</li> </ul>	<ul> <li>トラック, 営業用車両等</li> <li>公的機関への各種申請費用</li> <li>事業に直接必要のないもの (福利厚生用備品,美術品等)</li> <li>消耗品</li> <li>投資期間終了後に契約,発注したもの</li> </ul>

※中山間地域の助成率は20%

※中山間地域(対象地域)広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市の一部 府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の全域

・本助成金は予算の範囲内で交付するため、予算の状況により、交付額が上記により算出した額を下回る場合もあります。

## **〈対象業種〉** 製造業,運輸業,サービス業等のうち要綱に定めるもの(企業立地促進対策事業〈原油価格・物価高騰対策〉助成金交付要綱 別表第1)

分類番号	業種名
09	食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業
10	(たばこを除く。)
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業

分類番号	業種名
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製 造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
44	道路貨物運送業

分類番号	業種名
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	   農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業